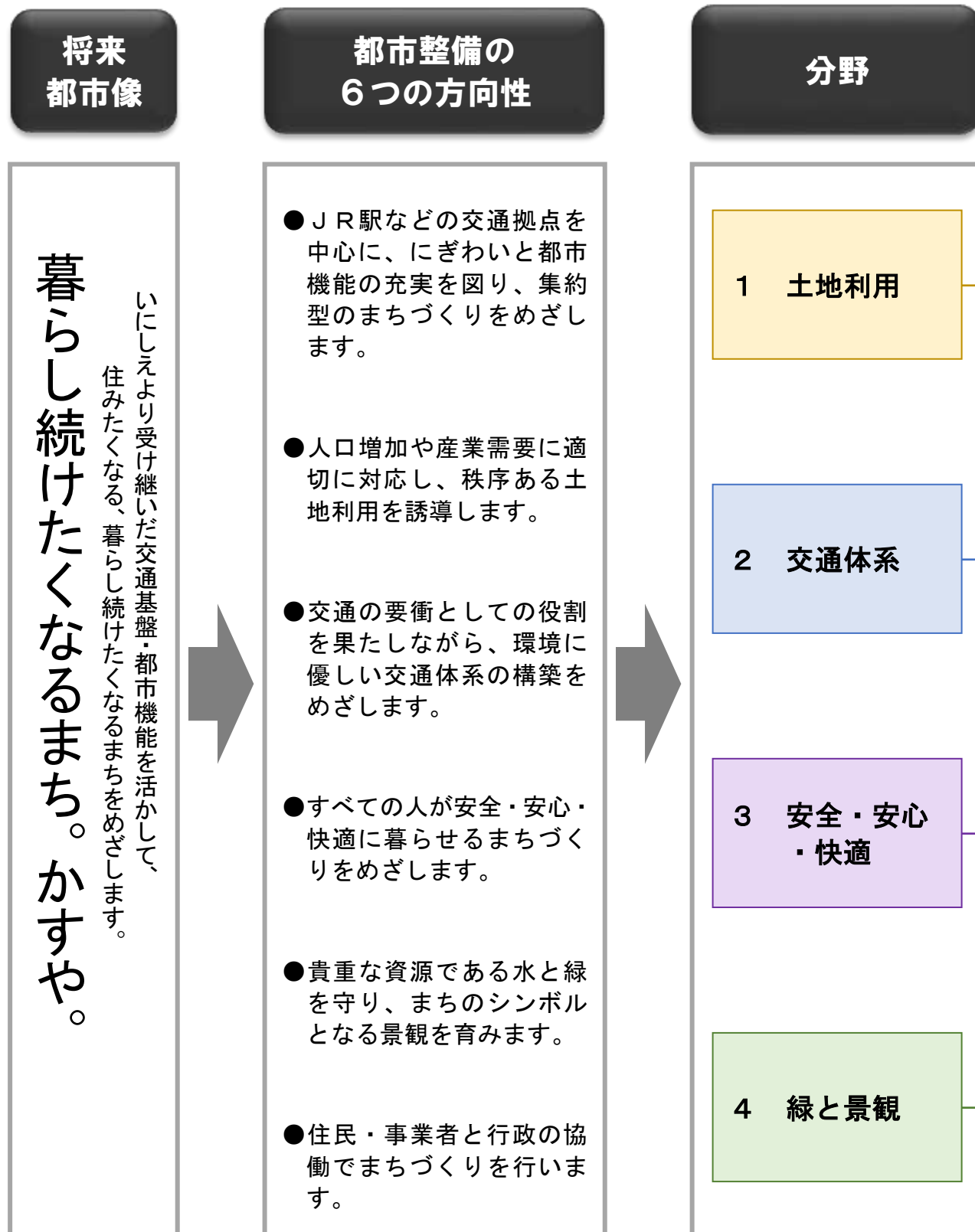


第4章 将来像実現のための方針（全体構想）

序. 全体構想の体系

「将来都市像」、「将来都市構造」を実現するための全体構想として、「都市整備の6つの方向性」に基づいて、以下のとおり、分野毎に基本方針と施策の概要を示します。



基本方針

- 中心拠点と5つの地域拠点の充実
- 人口増加を受け止める質の高い居住空間の確保
- 広域的役割に応えるための産業拠点の充実
- 既成市街地や市街地外集落地の維持・再生
- 田園風景の骨格となる農地・森林の保全

施策の概要

- a. 中心拠点と5つの地域拠点の充実
- b. 新たな市街地の整備
- c. 大規模な低・未利用地の市街地としての整備
- d. 長期的な都市的土地利用の検討
- e. 既成市街地の維持・再生
- f. 市街地外集落地の維持・住環境向上
- g. 骨格的な田園の保全、森林の保全と活用

- 幹線道路の整備
- 生活道路などの整備と安全性向上、歩行空間などの充実
- 歩いて楽しめる回遊路づくり
- 公共交通機関を使いやすいまちづくり

- a. 幹線道路の整備
- b. 補助幹線道路・生活道路の整備・改良
- c. 歩行空間などの確保、安全性の向上
- d. 物流車両の通行の制限による生活道路の安全確保
- e. 歩いて楽しめる回遊路づくり
- f. 公共交通の機能強化

- 防災・減災のまちづくり
- 防犯のまちづくり
- 快適な住環境づくり
- 環境共生型のまちづくり

- a. 防災・減災のまちづくり
- b. 防犯のまちづくり
- c. 公共施設の機能拡充と維持管理
- d. 上下水道の整備など
- e. ユニバーサルデザインのまちづくり
- f. 環境共生型のまちづくり

- 緑の拠点の保全・整備
- 田園風景の骨格となる農地・森林・河川の保全
- 身近な公園の確保と管理
- 良質なまちなみや景観づくり

- a. 町のシンボルとなる公園の充実
- b. 骨格的な田園、森林、河川の保全と活用
- c. 身近な公園や広場の整備・確保
- d. 既存公園の管理と再生
- e. 都市景観の形成
- f. 町内を見渡せるビューポイントの充実

1. 土地利用

（1）基本方針

都市と田園双方の魅力を有する本町の土地利用においては、市街地整備と田園風景保全の両面が重要です。また、集約型都市形成の観点より「新旧市街地の核となる、にぎわいとくらしの拠点の配置・形成」も求められることから、次の5つを基本方針とします。

●中心拠点と5つの地域拠点の充実

- ・本町の地理的中心であり住民の多くが中心地域と認識している長者原駅や原町駅の周辺を「中心拠点」、その他4箇所のJR駅周辺地域とバス交通の要である南部の大規模集客施設周辺を「地域拠点」と位置づけ、地域の特徴にあった暮らしに関わる多様な機能の充実を図ります。

●人口増加を受け止める質の高い居住空間の確保

- ・「中心拠点」などの既成市街地の高密度化や田園地域の農地の秩序ある転用などにより、今後も増加が予測されている人口を受け入れるため、駅から近い範囲を中心に居住空間の確保を図ります。

●広域的役割に応えるための産業拠点の充実

- ・福岡都市圏の東部拠点としての役割を果たすための商業・サービス業用地、今後とも需要の増大が予想される物流施設用地の確保、先進技術産業の育成を図ります。
- ・特に町北部の既存物流施設用地周辺や福岡東環状線沿線の低・未利用地等の活用を図ります。

●既成市街地や市街地外集落地の維持・再生

- ・既成市街地は、低層住宅地を中心とした現在の枠組を保ちながら、「住工混在」、「低層一中高層住宅の混在」、「中心市街地の活力低下」などへの対応を図り、活気とうるおいのある市街地環境の維持・再生を図ります。
- ・市街地外の既存集落は、田園や里山の景観を維持しつつ、良好な住環境の維持・向上などを図ります。

●田園風景の骨格となる農地・森林の保全

- ・丸山や多々良川等とともに里地的な景観を呈している郊外の大規模農地など、田園風景の骨格となる農地・森林を保全します。

（2）施策の概要

a. 中心拠点と5つの地域拠点の充実

- ・町内6つのJR駅とバス交通の要となっている南部の大規模集客施設周辺を中心拠点及び5箇所の地域拠点として位置づけ、以下のとおり設定します。

＜中心拠点＞

JR長者原駅から原町駅及び町役場を中心に住宅地・利便施設・公園などが複合的に配置され、交通結節機能やシンボルの景観も備わった、豊かな暮らしとにぎわいを提供する拠点。

＜地域拠点＞

J R 柚須駅、門松駅、伊賀駅、酒殿駅を中心とするそれぞれの駅から概ね徒歩圏のエリアと町南部の大規模集客施設周辺は、中心拠点を補完する身近な生活の利便性を高める拠点。アクセス性向上のため、駅の利便性や快適性向上などを図る。

■中心拠点と5つの地域拠点

	名称など	方向性
● 中心 拠点	長者原駅・原町駅 周辺地区	<p>町役場、粕屋フォーラム、サンレイクかすやなど、現に集積している既存の公共公益施設を使いやすくするため、徒歩・自転車でこれらの施設を利用するための基盤整備やバリアフリー化、駅とまちのつながりの強化などを図る。</p> <p>また、商業地としての活力と魅力を保つため、商業・業務施設の立地誘導、道路などの公共空間の景観整備、建築物のデザイン向上や民有地の緑化の促進を図る。</p> <p>さらに、J R 福北ゆたか線沿線を中心に土地の高度利用を誘導することで市街地の人口密度を高め、便利施設等の立地促進を図り、豊かな暮らしとにぎわいのある拠点形成をめざす。</p>
● 地域 拠点	柚須駅 周辺地区	福岡市やまちの中心地域との往来における利便性強化を図るため、駅前広場や駐輪場等の確保などを検討する。
	門松駅 周辺地区	駅の利便性を改善するとともに、徒歩圏内の土地利用を促進し、生活拠点化を図る。
	伊賀駅 周辺地区	駅から西側の徒歩圏内を中心に緑豊かな低層住宅地の形成を検討し、日常的な生活利便性を確保する。
	酒殿駅 周辺地区	土地区画整理事業区域内は、公園の整備を進めるとともに、日常的購買需要に対応する小規模な商業施設の立地を誘導するなど地域拠点としての機能向上及び魅力あるまちなみ景観の形成を図る。また、駕与丁公園や大規模集客施設との間の良好な歩行空間を確保するとともに、駕与丁公園に近接した環境を活かし、駅の北側及び西側等は、低層住宅地の形成を検討する。
	南部大規模集客施設 周辺地区	<p>町内だけでなく町外や福岡空港とのバス交通の要となっており、待合施設の拡充を図るとともに、町内巡回バスの乗り入れを進め、住民のバス交通網の利便性の向上を図る。</p> <p>また、酒殿駅やボタ山との間の良好な歩行空間を確保する。</p>

b. 新たな市街地の整備

① 駅周辺の新たな住宅地

- ・ 駅周辺に人口を集約し、にぎわいの創出や利便性の向上を図るため、J R 駅から概ね徒歩圏にある低・未利用地の宅地化を誘導します。
- ・ 新たに整備する住宅地では、良好な住環境と景観を形成し、維持するため、地区計画などにより緑や景観についてのルールづくりを進めます。

② 新たな工業・物流業用地

- ・物流施設用地は生活空間や生活道路と分離し、住み分けるため、既にこれらが集積している町北部の九州自動車道福岡インターチェンジ及び国道 201 号沿線などへの集約を図り、これらへの新規立地及び既成市街地から移転を誘導します。
- ・また、J R 門松駅南方の筑紫野古賀線沿道に工場や物流施設が立地しており、これらの地区と合わせ新規立地の環境整備を誘導します。
- ・工場や物流施設の新規立地を図る際には、生活環境保全対策（緩衝緑地帯など）の充実を誘導するとともに、周辺的生活道路や通学路へ大型の物流系車両が過剰に入り込まないよう、施設への運行ルートの検討を行い、安全確保に努めます。
- ・大きく進展する情報通信技術（ICT）^{*}や超スマート社会（Society5.0）^{*}に対応する新たな産業として、先進技術産業の育成に努め、福岡都市圏の東部拠点としての機能拡充を図ります。

（※情報通信技術（ICT）：Information and Communication Technology の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

（※超スマート社会（Society5.0）：必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細やかに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会。）

c. 大規模な低・未利用地の市街地としての整備（福岡東環状線沿線）

- ・九大農場跡地（予定）は福岡都市圏東部をつなぐ福岡東環状線と、福岡市中心部とつながる県道 607 号線が交差する交通の要衝に位置しており、整備中の福岡東環状線の事業完了により、より効果的な土地利用が求められます。また、跡地利用とあわせた J R 新駅の設置が期待されているため、九州大学や鉄道事業者と連携し、まちづくりについての基本方針等を検討します。
- ・九大農場跡地（予定）では阿恵官衙遺跡を活用した遺跡公園を整備し、幅広い世代にとって利便性が高い市街地を形成するとともに、活力のある社会経済活動の場として新たな雇用を創出する、地域と調和した魅力あるまちづくりを進めます。
- ・福岡東環状線沿線の市街化調整区域は、福岡東環状線の事業完了によりさらに交通利便性が向上し、開発ニーズが高まることが予想されます。地元地権者とともに、商業や物流など幹線道路沿線にふさわしい土地利用の方針等を検討します。

d. 長期的な都市的土地利用の検討

① 将来の動向等を踏まえた土地利用の検討

- ・将来予測される人口増加の受け皿として、中心拠点の高度利用や駅から徒歩圏にある低・未利用地の宅地化を誘導しますが、さらに宅地が不足する場合には、市街化区域に囲まれた市街化調整区域の土地利用を検討します。

② その他の低・未利用地の活用

- ・粕屋中部消防署周辺は、国道 201 号と筑紫野古賀線が交差する交通の要衝に位置していることからバイパスの開通を見据え、また、古大間池西側の公有地周辺については、駕与丁公園を見下ろせるビューポイントとして防災・環境・景観に配慮し、適切な整備、措置

を講じながら都市的土地利用を誘導します。

e. 既成市街地の維持・再生

① 住宅地／主に住宅系用途地域

- ・低層住宅中心のゆとりある住環境を維持するため、建築物の高さの制限などを引き続き行います。第一種低層住居専用地域の建ぺい率及び容積率は、町内に2種類の規制があるため、地域の特性や公平性、将来の土地利用にあたっての柔軟性などに配慮し、規制の統一化を検討します。
- ・既成市街地における中高層住宅立地が、周辺の住環境と調和したものになるよう、地域ごとの状況に応じた方針を設定します。
- ・J R長者原駅から原町駅にかけてのJ R福北ゆたか線沿線では、人口密度を高めるため、用途変更や高度地区の一部撤廃など、土地の高度利用を誘導します。
- ・本町には食料品や日用品が購入できる商店や飲食店が少なく、徒歩圏内に商店等がないエリアも多くみられます。このような地域の生活利便性の向上を図るため、周辺の住宅地に影響が少ない小規模な商業施設の立地を許容できるような土地利用方策を検討します。

② 住工混在地域、工業地域／主に準工業地域

- ・柚須駅周辺においては、良好な住環境の形成を目的として、地域と協議しながら、住宅地及び商業地への誘導を図ります。
- ・工場撤退後の土地利用が、周辺の住環境と調和したものになるよう、工場移転・撤退後の土地利用ルールや手続きなどを検討します。
- ・町役場西側及び南側の地区、J R伊賀駅東側の地区、J R門松駅の周辺地区では、既に工業等の用途が減少し、将来的には住宅系の用途が中心となっていくものと予想されています。これらの地区では、用途地域の見直しを検討するなど、適切な居住環境への誘導を図ります。

③ 商業・業務地域／主に商業系用途地域、準工業地域

- ・中心拠点（長者原駅・原町駅周辺等の既存商業集積地～町役場を中心とするエリア）では、「まちの顔」にふさわしいにぎわいと個性のあるまちへの再生のため、商業・業務施設の立地誘導、景観向上・緑化推進を図ります。また、土地の高度利用を図るため、土地利用規制のあり方を検討します。
- ・住民・事業者などによるエリアマネジメント*の取り組みを促進・支援します。
（※エリアマネジメント：地域（一定のエリア）における良好な環境や地域の価値を維持向上させるための、住民、事業者、地権者等による主体的な取り組み。特徴として、「つくること」だけでなく「そだてること」も対象とし、行政主導でなく、多くの住民、事業者、地権者等が関わり合いながら主体的に進めることがあげられる。）

④ 物流施設用地など／主に流通業務地区、大規模流通業務施設のための区域とその周辺

- ・流通センター周辺は住宅地が接近している場所があり、住宅地や集落の住環境を守るため緩衝帯の整備を誘導します。

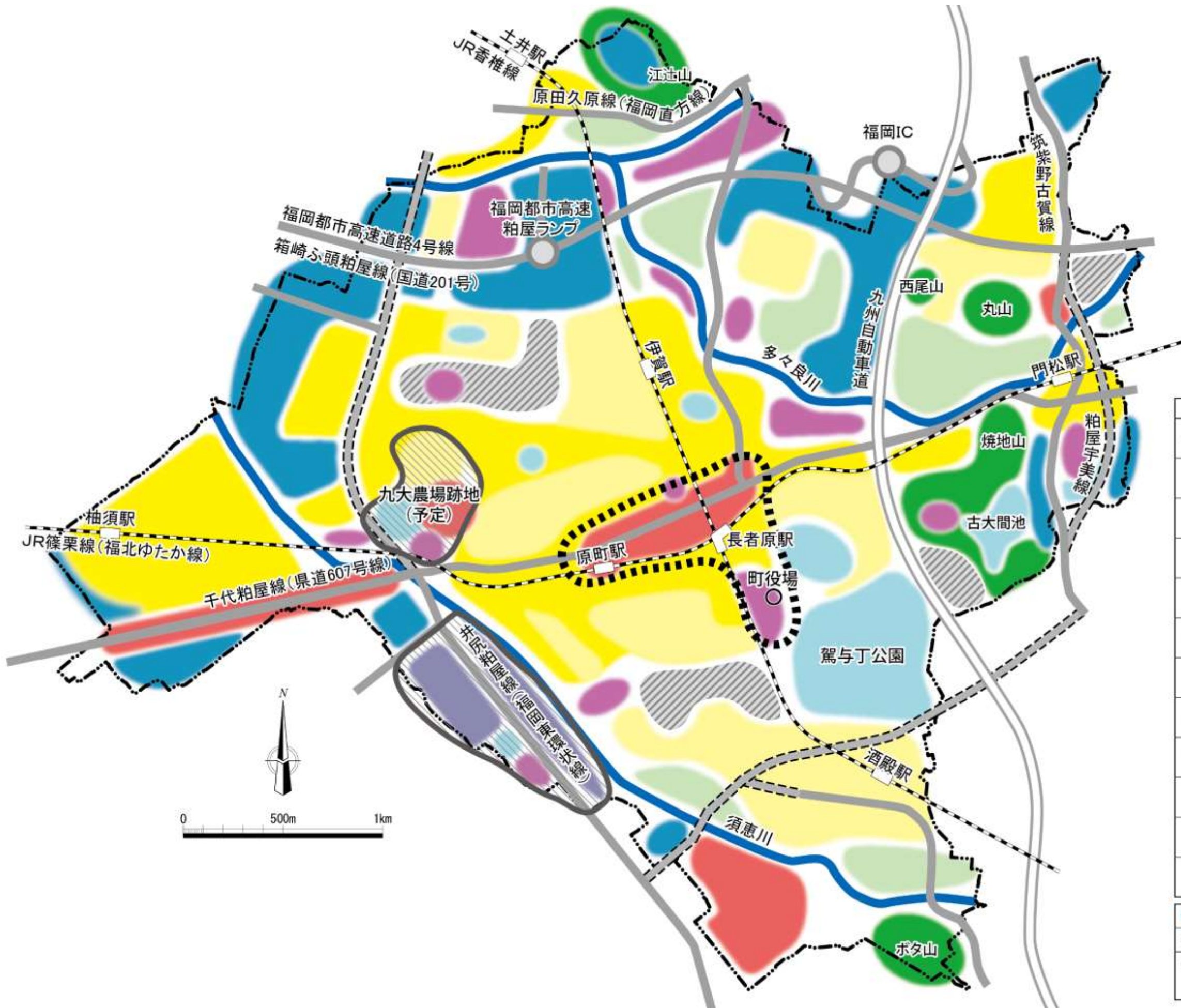
f. 市街地外集落地の維持・住環境向上

- ・市街地外集落については良好な自然環境や集落景観を守りつつ、狭い道路の整備や公園の維持管理など生活環境の向上を図ります。
- ・既存集落内の開発許可制度等の活用を検討するなど、地域コミュニティの維持と活力向上や集落の魅力づくりに努めます。
- ・江辻などの物流施設用地が隣接している市街地外集落においては、住環境の維持・向上のため、緩衝空間確保として物流施設における緑地帯の整備、保全などを図ります。

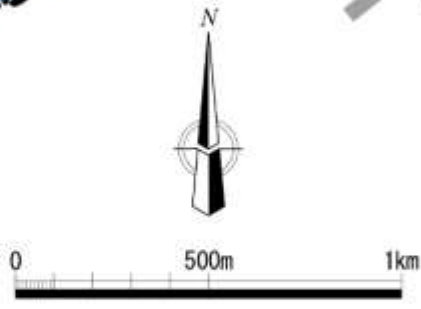
g. 骨格的な田園の保全、森林の保全と活用

- ・丸山・焼地山・西尾山、丸山周辺の水田や多々良川河岸は、本町では少なくなった里地の原風景として、現況の土地利用を保全します。また、これらと一体的に緑の風景を形成する水田などで重要なものを保全します。
- ・江辻地区などで農地を活用して行われているコスモスなどの花畑づくりの活動や花畑の活用促進を支援します。

■土地利用の方針図



凡 例	
	中心拠点としての整備
	農地
	森林・緑地
	低層住宅地域
	中高層住宅地域
	商業・業務地域
	工業・流通業地域
	商業または流通業地域
	公益施設集積地、大規模公益施設
	大規模な公園やため池
	大規模な低・未利用地の市街地としての整備
	長期的な都市的土地利用を検討する地域
	河 川
	鉄 道
	主要幹線道路
	予定道路



2. 交通体系

（1）基本方針

J R 長者原駅付近は、福岡市を中心とする多心ネットワーク型都市構造の形成により国際中枢都市圏をめざす福岡都市圏の「拠点」のひとつに位置づけられています。本町の交通体系整備としては、広域的な流通業務系交通などを担う「都市間幹線道路の整備」、町の道路ネットワークの骨格形成のための「地域内幹線道路の整備」、住民から特に求められている「生活道路などの充実」のそれぞれが重要です。

さらに、うるおいある生活環境形成のため、住民や来訪者が思わず歩きたくなる魅力ある回遊路づくりをめざします。

また、高齢化や地球温暖化への対策として「公共交通機関や徒歩・自転車による移動の促進」も求められることから、次の4つを基本方針とします。

●幹線道路の整備

- ・広域的な流通業務系交通などを担い福岡都市圏全体の産業の大動脈を形成するとともに、通過交通を処理し生活空間におけるトラックなどの交通を排除する役割をもつ「都市間幹線道路」と、町内の道路ネットワークの骨格となる「地域内幹線道路」の機能分担を図りながら、費用対効果や優先度を考慮して整備を進めます。

●生活道路などの整備と安全性向上、歩行空間などの充実

- ・住宅地と中心拠点又は地域拠点などをつなぎ住民の生活を支える「補助幹線道路」や「生活道路」の整備及び生活道路における交通安全対策や街灯の設置などの防犯対策を進めます。
- ・平坦な地形を活かして徒歩や自転車移動を促進し地球温暖化抑制に貢献するため、歩道整備や自転車走行空間の形成を進めます。

●歩いて楽しめる回遊路づくり

- ・中心拠点及び地域拠点や緑の資源、景観資源などをむすび、楽しく歩ける、美しく質の高い街路空間及び河川の水辺空間のネットワークをつくります。

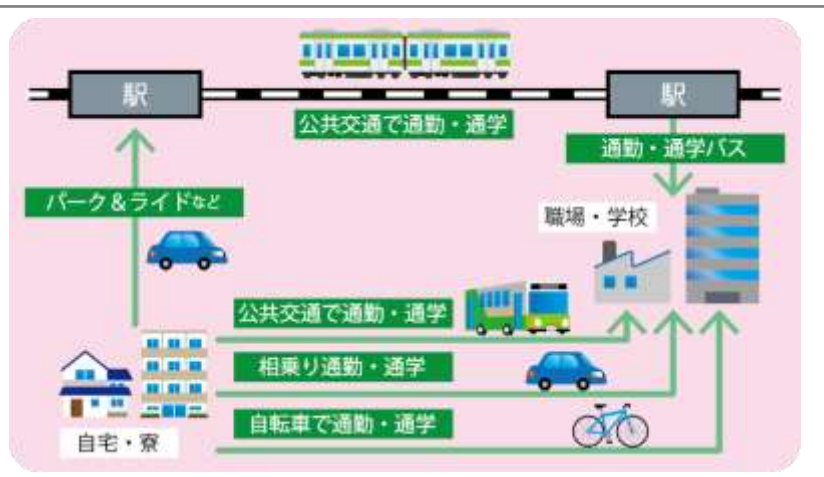
●公共交通機関を使いやすいまちづくり

- ・町内に6つのJ R 駅があるという恵まれた公共交通のインフラを活かした「公共交通が利用しやすいまち」、「エコ通勤・通学を進めるまち」、「低炭素型のまち」をめざし、J R 駅と周辺地域が連携した交通結節機能の充実、バス利用の利便性向上などを図ります。

参考

■エコ通勤・通学のイメージ

[出典：国土交通省エコ通勤リーフレットより作成]



（2）施策の概要

a. 幹線道路の整備

① 南北軸の幹線道路の整備

- ・周辺都市と南北に連絡する都市間幹線道路網を形成するため、福岡東環状線を形成する都市計画道路 井尻粕屋線の扇橋以北の区間、都市計画道路 粕屋久山線の整備を図ります。
- ・門松交差点などで慢性的に渋滞が発生している筑紫野古賀線のパイパスとしての都市計画道路 粕屋宇美線の整備を図ります。

② 東西軸の幹線道路の整備

- ・主に福岡市方面と連絡する、都市計画道路 千代粕屋線は、福岡市境から都市計画道路 井尻粕屋線との結節点（扇橋）まで県道 607 号線として事業が完了しました。扇橋以東の都市計画道路 千代粕屋線の事業化までは県道 607 号線の交差点改良等により渋滞を緩和するなど主に東西方向の交通円滑化の方策を検討します。
- ・町の南部において、町内を東西に横断する都市間幹線道路として都市計画道路 南里新大間線の整備を検討します。

b. 補助幹線道路・生活道路の整備・改良

- ・住宅地と中心拠点又は地域拠点などをつなぐ補助幹線道路及び各住宅地に接続する生活道路などの整備を図ります。
- ・既設の補助幹線道路などで、交通渋滞が日常的に発生している場所について、右折レーン設置などの改良を図ります。

c. 歩行空間などの確保、安全性の向上

- ・幹線道路の整備の進捗による歩道整備、自転車走行空間の形成を図ります。
- ・危険な交差点や踏切では、交差点改良や踏切の安全対策などを検討します。
- ・歩行者の通行を優先すべき住宅団地内の生活道路を、通過車両がスピードを出して通ることを防止するため、ゾーン 30 の導入を進めます。
- ・生活道路における防犯対策として街灯の設置を推進します。

参考

ゾーン 30 とは・・・。

生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策のひとつです。

区域（ゾーン）を定めて時速 30 キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における車の走行速度や通り抜けを抑制します。

[出典：警視庁ホームページ]



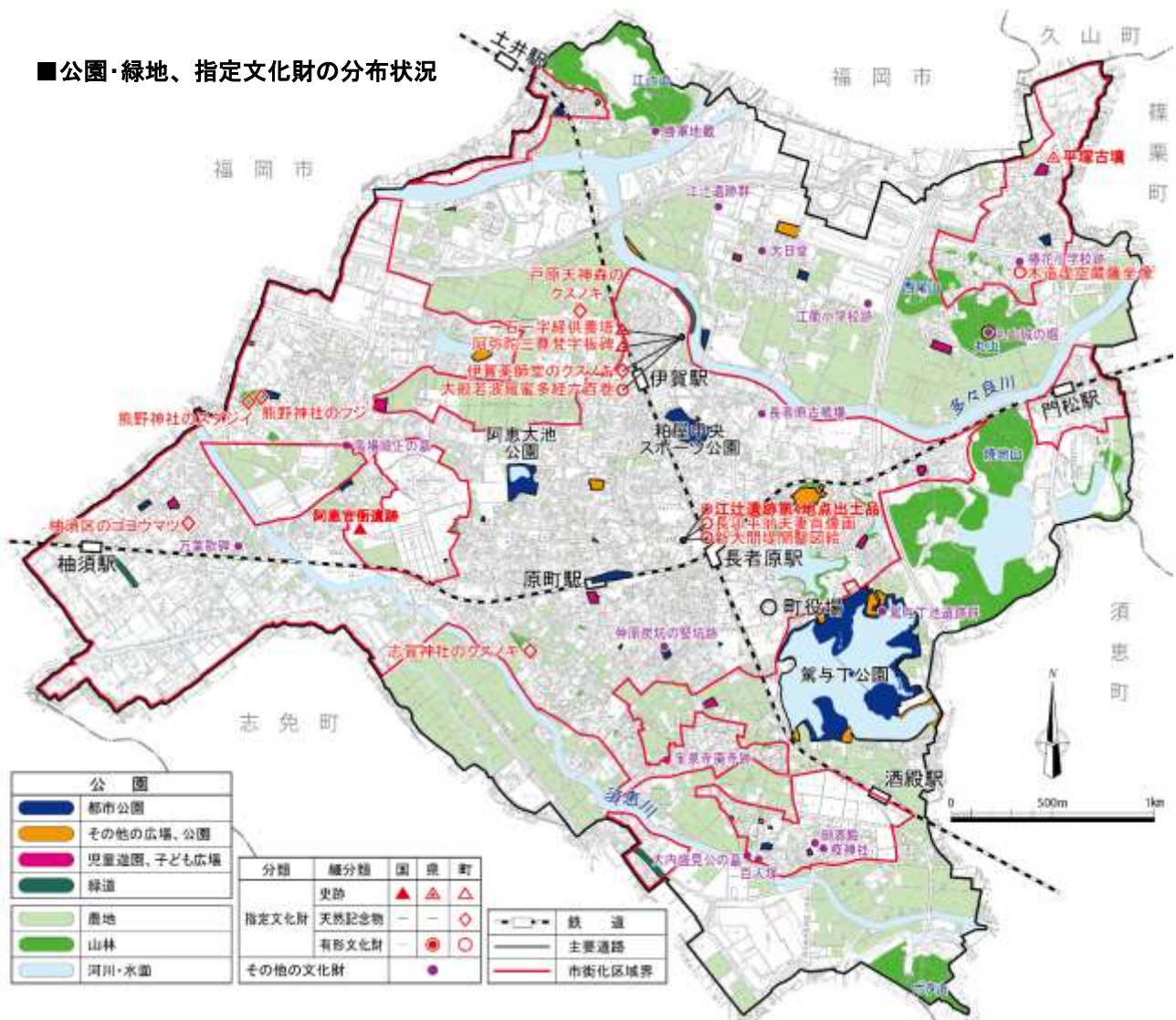
d. 物流車両の通行の制限による生活道路の安全確保

- 生活道路へ物流車両が過剰に走り込まないように、幹線道路の充実を図るとともに、通学路をはじめとする生活道路への進入を抑制する新たな仕組みづくりを検討します。
- 江辻物流倉庫周辺地区では、大型トラックは集落内の生活道路は通らないなどの協定を結び、一定の効果をあげています。新たな流通業務施設立地の際には、このような協定の締結を促進し、生活道路の安全確保に努めます。

e. 歩いて楽しめる回遊路づくり

- 駅周辺と主要な地域資源間に位置する幹線道路の歩道整備などによるネットワーク化を進めます。
- 駕与丁公園などのレクリエーション施設、阿恵官衙遺跡や平塚古墳などの文化財などを示す地域資源マップや散策ルート図づくり、案内板の設置を検討します。
- 河川堤防（管理用道路）を活用するなど、多々良川・須恵川沿いの遊歩道化を推進し、河川沿いの自然豊かな歩行者用道路の整備とネットワーク化を図ります。
- 大規模なため池の周回路、山頂への散策路などの整備とネットワーク化を進めます。

■公園・緑地、指定文化財の分布状況



f. 公共交通の機能強化

① 公共交通のネットワーク化と高齢者など誰もが歩いて暮らせるまちづくり

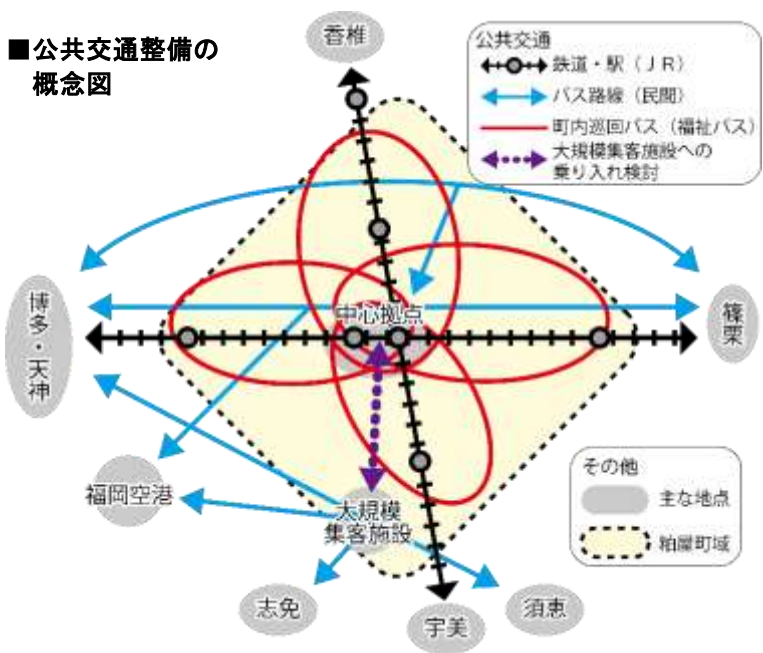
- ・ 交通事業者等と連携し、鉄道、路線バス等の多様な交通サービスが相互に利用しやすい一体的な公共交通体系の形成をめざし、効率的な公共交通のあり方を検討します。
- ・ 高齢者などの交通弱者が安心して生活できるよう、できるだけ公共交通空白地域の発生を防ぎ、地域公共交通の確保を図ります。
- ・ 九大農場跡地（予定）の活用と合わせた新駅の設置について、鉄道事業者や開発事業者と協議します。
- ・ J R 福北ゆたか線は単線で運行しており、複線化に向け引き続き鉄道事業者と協議します。

② J R 駅とその周辺地域の交通結節点としての充実・一体化

- ・ 主要道路から駅へのアクセス性向上のため、駅と道路のつながりの明確化を図ります。また、駅につながる道路の歩行空間を確保し、安全性の向上と魅力づくりに努めます。
- ・ 交通結節点としての機能を高めるための駅周辺の基盤づくりとして、バス・自動車・自転車・歩行者それぞれが使いやすく、相互乗り換えやキスアンドライド[※]などもしやすい駅前広場・駐車場・駐輪場・一時駐車スペースなどの整備・再整備を図ります。
（※キスアンドライド：通勤者が、自宅から最寄り駅まで自家用車で家族に送られ、電車に乗って通い、また帰宅時に最寄り駅まで迎えに来てもらうという通勤形態。）
- ・ 駅そのものや周辺施設において、待ち時間情報などの情報提供機能、乗り換えの際の待ち時間の休憩サービス機能などの充実を図ります。
- ・ 主要駅やその周辺のユニバーサルデザイン化を図ります。

③ バスの利便性向上

- ・ 町内巡回バスなどの運行により、住宅地と暮らしやにぎわいの拠点の間をきめ細かく結ぶバス路線を維持・充実させます。
- ・ 町南部の大規模集客施設は、博多駅や天神等の福岡市中心部や福岡空港、志免町、須恵町などの周辺市町等をつなぐバス交通の拠点の一つとなっています。今後、町内巡回バスの乗り入れを進め住民の利便性向上を図るとともに、待合施設の拡充を図ります。
- ・ 高齢者や障がい者をはじめとする住民のバスの利用しやすさを向上するため、ベンチやバス停上屋の整備などによるバス待ち環境の改善（風雨や



夏の暑さ・冬の寒さから守られ、快適にバスを待てる環境づくり）を図ります。

- ・バス停と周辺施設（公園、オープンガーデンなど）を組み合わせる魅力を高める「バス停のオアシス化」について検討します。

■交通体系の方針図



幹線道路の整備	
	整備済路線
	(再)整備の緊急性が高い路線(整備中を含む)
	整備が望まれる路線
	長期的に検討する路線
	九州自動車道

公共交通の機能強化	
	交通結節点としての環境の整備
	新駅(構想)
	JR駅から800m以内の地域
	バス停から300m以内の地域

公共交通	
	鉄道・駅(JR)
	バス路線(民間)
	町内巡回バス(福祉バス)

【注】()内の道路名称は、路線名

3. 安全・安心・快適

（1）基本方針

安全・安心で快適なまちづくりとして、「自然災害発生時の住民の安全の確保」、「防犯性の強化」、「身近な住環境の向上」、「環境と共生したまちづくり」をめざすものとし、次の4つを基本方針とします。

●防災・減災のまちづくり

- ・安全・安心な生活を営んでいくため、地震や水害などの自然災害に対して被害を最小限に食い止めるような都市整備を行います。

●防犯のまちづくり

- ・住民、地域、行政が協働し、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

●快適な住環境づくり

- ・公共施設の機能強化を図るとともに、適正配置と長寿命化に努めます。
- ・上下水道の整備を行い、快適に暮らせるまちづくりを行います。
- ・ユニバーサルデザインの導入などにより、誰もが快適に暮らせるまちづくりに取り組みます。

●環境共生型のまちづくり

- ・地球温暖化の抑制に貢献するため、主に交通分野において低炭素型のまちづくりに取り組みます。

（2）施策の概要

a. 防災・減災のまちづくり

- ・近年記録的な集中豪雨が多発するようになってきていることから、多々良川・宇美川・須恵川の「洪水浸水想定区域」等を示した「粕屋町防災マップ」を活用し、住民に浸水想定区域や避難場所等の周知徹底を図ります。
- ・浸水想定区域では、最大浸水深に応じた土地造成や建築の計画を呼びかけ、安全な都市空間の確保に努めます。また、大規模な開発を行う際には、地区計画の策定などにより調整池や排水施設を十分に整備するよう指導するとともに、雨水幹線の増強や雨水貯留浸透施設の整備による浸水対策を行います。
- ・大規模な都市公園は防災拠点として、身近な都市公園は一次避難地や応急対策基地として位置づけ、それぞれの機能を強化します。
- ・公共施設はそれぞれの役割だけでなく地域の防災拠点の役割を担うため、国の耐震に関する基準や指針などにに基づき、施設の耐震診断の実施や耐震性能の向上に努めます。
- ・地震火災発生時の避難経路、応急物資輸送路として重要な役割を果たす都市計画道路（粕屋久山線、井尻粕屋線、粕屋宇美線）の整備を進めます。
- ・道路、鉄道、河川等を延焼遮断帯や防災活動空間として機能させるため、道路の新設拡幅時には沿道構築物の不燃化を促し、河川や緑地、鉄道敷などを防災空間として確保します。

b. 防犯のまちづくり

- ・住民、事業者、行政の三者で協力し、見守り活動等により防犯に強いまちづくりを推進します。
- ・地域と協議しながら、街灯の整備充実を図ります。
- ・都市公園やオープンスペースでは見通しを確保し、都市施設の防犯環境設計^{*}に基づく整備促進を図ります。

（※防犯環境設計：犯罪が発生しにくい環境を創るために、人的な防犯活動（ソフト面）とあわせて、建物、道路、公園等の物理的な環境（ハード面）の整備、強化等を行い、犯罪の起きにくい環境を形成するという考え方）

c. 公共施設の機能充実と維持管理

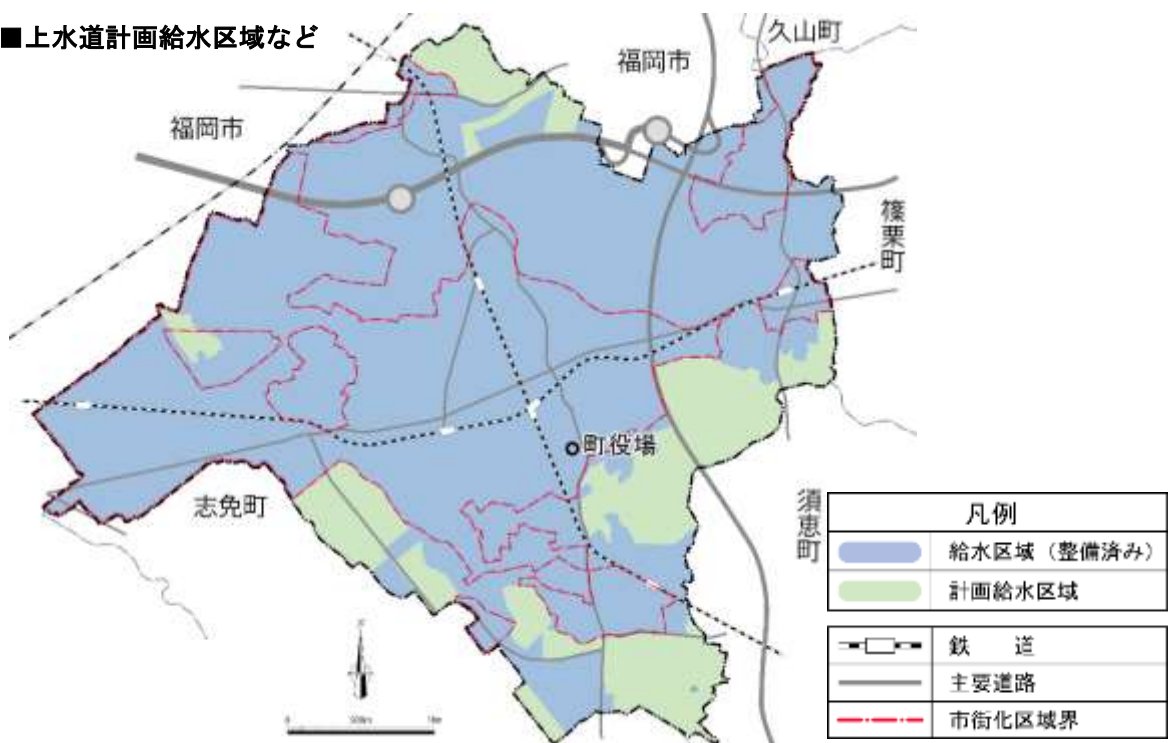
- ・本町の庁舎、教育施設、福祉施設、文化施設等の公共施設は中長期的な視点で計画的に管理し、適正配置と長寿命化を図ります。
- ・学校等の教育施設は、今後も児童・生徒数の増加が見込まれることから、校舎の増築や建て替えを含む施設拡充を検討します。
- ・図書館や体育館などの文化・レクリエーション施設は、近隣市町との広域利用の一層の推進を図ります。
- ・公営住宅については、施設や設備の点検を行い、予防保全型の管理を行うとともに、計画的な修繕に努め、居住性・安全性などの維持向上を図ります。

d. 上下水道の整備など

① 上水道

- ・老朽化した設備の更新を順次行い、安全で効率的な上水道網整備を継続していきます。
- ・住民の協力のもと年々使用量は低下傾向となっています。今後も引き続き、節水型のまちづくりを行います。

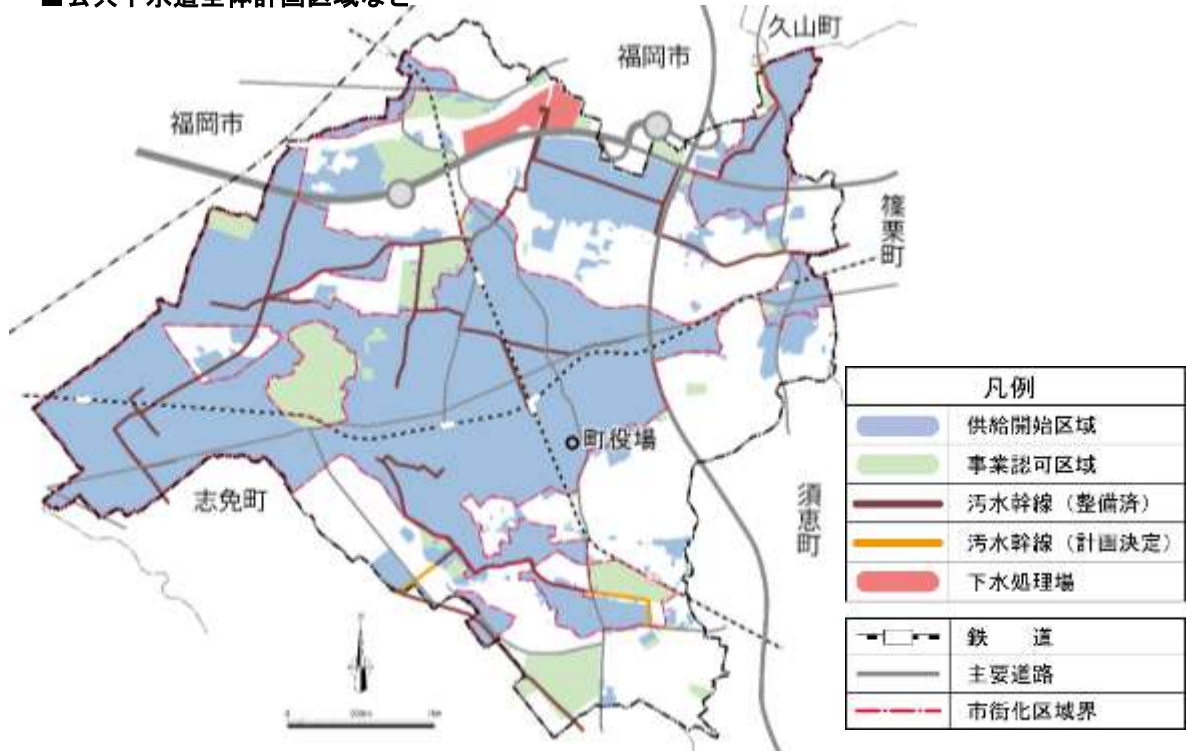
■上水道計画給水区域など



② 下水道

- ・下水道を積極的に整備し、生活雑排水の適切な処理やトイレの水洗化の促進等を行うことにより、生活環境の向上と河川等の水質保全を図ります。
- ・下水の高度処理による中水の活用を公共公益施設や大規模施設において進めます。
- ・雨水幹線や貯留施設の整備による浸水対策を行います。

■公共下水道全体計画区域など



e. ユニバーサルデザインのまちづくり

- ・中心拠点及び地域拠点などを中心として、高齢者、子ども、障がい者をはじめ誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めます。
- ・年齢などにかかわらず拠点を訪れやすくするために、歩道拡幅、段差・勾配の改善などを検討し、整備します。
- ・住民や来訪者が町内を快適に移動できるよう、ドライバーや歩行者にわかりやすい公共施設等の案内サインの設置を進めます。また、外国語や絵文字を取り入れるなど、国際化に対応したサインづくりに努めます。

f. 環境共生型のまちづくり

- ・平坦な地形を活かして徒歩や自転車移動を促進し地球温暖化抑制に貢献するため、歩道整備や自転車走行空間の形成を進めます。
- ・町内に6つのJR駅があるという恵まれた公共交通のインフラを活かした「公共交通が利用しやすいまち」、「エコ通勤・通学を進めるまち」、「低炭素型のまち」をめざして、JR駅と周辺地域が連携した交通結節機能の充実、バス利用の利便性向上などを図ります。

4. 緑と景観

（1）基本方針

本町の緑の保全・整備においては、大小のため池、森林、田園、河川などの緑の資源を活用した「大きな緑の拠点づくり」、身近な都市公園の整備や再生による「小さな緑の拠点づくり」及びこれらを活用した「景観づくり」に重点を置くものとし、次の4つを基本方針とします。

●緑の拠点の保全・整備

- ・多くの住民が守りたい緑としてあげており、まちのランドマークとなっている「駕与丁公園」をはじめ「阿恵官衙遺跡公園（仮称）」「丸山」を、「緑の拠点」として保全・整備します。

●田園風景の骨格となる農地・森林・河川の保全

- ・丸山や多々良川等と里地的な景観を呈している郊外の大規模農地など、田園風景の骨格となる農地・森林・河川を保全します。
- ・丸山、焼地山など小高い山林の緑は都市景観の借景となり、景観形成の重要な要素であることから、本町の特徴的な景観を構成する重要な緑として保全します。

●身近な公園の確保と管理

- ・身近な都市公園の整備、パークマネジメント[※]の考えに基づく既存公園の再生を進めます。
- ・公園・緑地の管理について、住民・事業者の参加を促進します。

（※パークマネジメント：新規の公園整備だけでなく、既存の公園の魅力や可能性を増したり、再生する視点から事業を実施するとともに、結果を評価して継続的に改善を行っていくこと。）

●良質なまちなみや景観づくり

- ・中心拠点や地域拠点あるいは主要な道路沿道を中心に、事業者との協議により良質な市街地景観の形成を誘導します。
- ・住宅や事業所、公共公益建築物の緑化を促進し、緑豊かな景観の形成を誘導します。

■駕与丁公園



■敷縄池



（2）施策の概要

＜大きな緑の拠点づくり＞

a. 町のシンボルとなる公園の充実

① 駕与丁公園のさらなる魅力向上

駕与丁公園とその周辺は、本町の魅力の中心となる緑の拠点として、次の方向でより一層の魅力向上を図ります。

- ・適正な維持管理・水質の維持保全に努めます。
- ・住民のみならず、町外からの来訪者も多く訪れるバラ園を充実させます。
- ・利用の促進を図るため、継続的にイベントを実施します。
- ・敷縄池の遊歩道整備による、より広がりを持った緑と水のエリアを形成します。
- ・公園利用者の利便の向上に資する飲食店、売店等の設置を図り、その際には、民間事業者を活用した公園施設の整備・改修・運営等を一体的に行う制度の導入を検討します。
- ・来訪者用の駐車場が不足しており、新たな駐車場の確保・整備を進めます。
- ・古大間池西側の山林は、市街地や駕与丁公園内からみたときの借景となる重要な樹林地であるため、同池西側の公有地及びその周辺は環境や景観に配慮し、有効活用を図ります。

■ 駕与丁公園



■ 駕与丁公園 バラ園



② 九大農場跡地（予定）内の阿恵官衙遺跡を活用した公園整備

九大農場跡地（予定）で発掘された阿恵官衙遺跡や緑豊かな並木道は、貴重な歴史と緑の資源であり、今後本町の魅力を発信できる緑の拠点としての活用を検討します。

- ・阿恵官衙遺跡を保全・活用するため、遺跡公園として整備します。
- ・九大と活用方策を協議し、九大農場跡地（予定）の並木道を活用したプロムナードの整備を検討します。

■ 阿恵官衙遺跡



■ 九大農場跡地（予定）の並木道



b. 骨格的な田園、森林、河川の保全と活用

① 骨格的な田園、森林の保全

- ・丸山や焼地山などの保安林、江辻山や西尾山などの山林は骨格的な緑であり、適切に維持・保全します。
- ・市街化調整区域内でこれらと一体的に緑の風景を形成する水田などで重要なものは、農業振興地域制度などにに基づき保全します。

■田園風景



② 多々良川・須恵川の保全と親水空間づくり

- ・多々良川や須恵川は、町の緑の軸となる重要な自然環境であるため、自然環境の保全に努めるとともに、景観の維持に努めます。
- ・特に工業流通業地の整備など、河川沿いで新たな事業を実施する際には、河川沿いの緑地保全に努めます。
- ・堤防（管理用道路）を活用するなど、河川沿いの自然豊かな歩行者用道路の整備を図ります。
- ・河川改修の際などに、国の多自然川づくり基本指針に基づく自然豊かな空間の整備や親水空間整備を図り、水辺を訪れる楽しみを増やします。

■多々良川沿いの遊歩道



③ボタ山の活用

- ・ボタ山は、二次林化して緑のランドマークとなっており、志免町にはボタ山と隣接して炭坑関連の近代化遺産が残されています。ともに所有し管理する志免町、須恵町とこれらの活用を検討していきます。

<小さな緑の拠点づくり>

c. 身近な公園や広場の整備・確保（各地域の緑の小拠点づくり）

- ・市街地の緑とオープンスペースの小拠点となる身近な公園や広場の整備・確保を図ります。特に、中心市街地などの公園が不足している地域^{*}や、これから市街化する地域などにおいて優先的に取り組みます。

（※粕屋町の住民1人当たりの公園面積は11.02㎡〈令和元年現在〉〈駕与丁公園の全面積を算入した値〉であり、県平均の9.5㎡前後に比べ大きくなっていますが、これは駕与丁公園に負うところが大きく、身近な公園がない地域もあります。）

- ・財政的に用地取得を伴う新規都市公園の整備が困難ななか、都市公園法による「借地公園制度」の活用、公有地の有効活用などにより、財政負担の少ない方法での公園用地確保を検討します。
- ・古大間池や敷縄池などでは、池の周回路など景観的に優れた、ため池としての整備を検討します。

d. 既存公園の管理と再生

- ・パークマネジメントの考え方にに基づき、既存公園について住民の満足度などを評価し、課題の多い公園については地域の声を聞きながら再整備を行うなど、多世代かつ多様な意見を持つ地域住民のニーズにあった公園への再生のしくみを作ります。
- ・公園管理への住民・事業者の参加を促進します。

参考

既存公園の再生の考え方

①景観向上と生物生息地としての機能確保

景観形成及び生物生息機能の向上のため、緑量増加、緑の質の向上、遊具の色・形態の配慮を行います。例えば、植栽は郷土樹種を用いることなどを推進します。

②ユニバーサルデザインへの配慮

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）の理念に基づき、園路や主要施設などのバリアフリー化を進めます。例えば、既存公園で階段しかないものの把握やスロープの設置、車いすでも利用しやすい幅の広い入口や園路の設置などを推進します。

③防災機能の強化

密集市街地の避難場所となる公園などでは、外周部に耐火力の強い樹木の植栽を検討します。また、公園の防火水槽整備や防災用具の備蓄スペースの設置を検討します。

④防犯性の向上（防犯環境設計の実施）

公園整備の際は、国・県の指針に基づき見通しのよい施設や植栽の配置に努め、既存の公園では適切な植栽の剪定管理に努めるとともに、街灯の設置を推進します。

<まちの景観づくり>

e. 都市景観の形成

① 中心拠点、地域拠点の緑化と景観づくり

- ・中心拠点においては、広場の確保や建物のセットバックにより、オープンスペースの充実を図ります。また、高度規制を緩和し高密度化を図る際には、一定量の緑を確保するなどの良好な景観形成を誘導します。
- ・各地域拠点それぞれの実情に合わせて、駅前広場や駐輪場などの整備を検討し、駅の利便性向上と景観整備を行います。特に、酒殿駅の南側では土地区画整理事業を実施しており、街路樹の整備など良好な住環境と景観を形成します。

② 道路沿線の緑化と景観形成

- ・福岡県屋外広告物条例に基づき、沿道の看板類の形状などを規制するとともに、地域や事業者の意向を把握しながら、極端な色彩や形状の建物や看板類を防ぐための制限を検討します。
- ・井尻粕屋線、粕屋久山線の扇橋以北の区間など、現在整備中または今後整備される国・県道における街路樹の充実を図るため、国・県と協議するとともに、沿線開発にあわせて地

域と協議しながら景観についてのルールづくりを進めます。

- ・町道についても新設や拡幅を行う際には、管理面に配慮した樹種を選定し街路樹の植栽を行うとともに、適切な維持管理に努めます。

③ 公共公益建築物の緑の充実

- ・庁舎や文化施設などのさらなる緑化に努めます。その一環として、環境保全なども目的とした試験的な建物緑化などを検討します。

④ 民有地の緑化と景観誘導

- ・新たに整備する住宅地では、良好な住環境と景観を形成し、維持するため、地区計画などにより緑化や景観についてのルールづくりを進めます。
- ・物流施設用地の巨大壁面については、落ち着いた色彩や伝統的な意匠の使用、壁面緑化などうるおいのある景観づくりを誘導します。

f. 町内を見渡せるビューポイントの充実（ちょっとした景観資源を活かした風景づくり）

- ・丸山や御野立所、古大間池西側などにおいて、山頂や見晴らしのよい場所のビューポイントとしての充実を図ります。
- ・この取り組みを住民などの参加を得ながら行うとともに、住民が地域の風景に関心を持つきっかけとなるよう配慮します。

■ビューポイント
古大間池西側からの景色



■ビューポイント
丸山からの景色



■緑と景観の方針図



緑の拠点づくりの構想		既存の公園など		景観整備など	
	緑の拠点の保全・整備 (緑の拠点に準じる緑の拠点)		都市公園		幹線道路や沿道の景観整備
	骨格的な田園、森林の保全		近隣公園		ビューポイントの整備・充実
	環境や景観に配慮し 活用を検討する緑地		街区公園	その他	
	主要な公園整備などの構想		その他の広場、公園		
	公園確保重点区域 =身近に公園がない住宅地*		児童遊園、子ども広場		鉄道
			緑道		主要道路
					市街化区域界

※2019年時点の住居系用途地域で近隣公園から500m以遠かつ街区公園などから250m以遠の地域